

徳島県障害者施策基本計画【案】 概要

徳 島 県

徳島県障害者施策基本計画の考え方

【１】「障害者基本法」の規定に基づく計画である。

【２】国の「障害者基本計画」を基本とする。

【３】施策体系は現行計画を継承する。（現行計画は、国の「障害者基本計画」に沿って策定されたものであるため。）

1 啓発・広報	1 啓発・広報活動の推進 2 福祉教育等の推進 3 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進 4 交流・ふれあいの促進
2 教育・育成	1 一貫した相談支援体制の整備 2 特別支援教育の充実 3 社会的及び職業的自立の促進
3 雇用・就労	1 障害者の雇用の場の拡大 2－1 総合的な支援施策の推進（職業能力の開発） 2－2 総合的な支援施策の推進（ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した就労対策の充実）
4 情報・コミュニケーション	1 情報ユニバーサルデザイン化の推進 2 情報提供の充実 3 コミュニケーション支援体制の充実
5 保健・医療	1 障害の原因となる疾病等の予防・治療 2 障害の早期発見・早期療育体制の充実 3 医療・リハビリテーションの充実
6 生活支援	1 利用者本位の生活支援体制の整備 2 訪問系サービスの充実 3 日中活動系サービスの充実 4 居住系サービスの充実 5 専門職種の養成・確保 6 その他、自立生活支援のための施策の推進
7 ユニバーサルな生活環境	1 住宅、建築物のユニバーサルデザイン化の推進 2 公共交通機関、歩行者空間等のユニバーサルデザイン化の推進 3 安全な交通の確保 4 防災、防犯対策の推進
8 スポーツ・レクリエーション及び文化	1 スポーツ・レクリエーションの振興 2 芸術・文化・余暇活動の振興 3 国際交流の促進

新たな理念・規定の反映

○ 障害者の定義の見直し

第1章 第1節『計画の概要』

障害者とは、障害者基本法に規定する「身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

○ 選挙等における配慮

第2章 第1節『啓発・広報』（1）啓発・広報活動の推進

現状と課題

- 選挙において、障害のある有権者が円滑に投票できる環境を整備するために様々な取組を行ってきましたが、今後もより一層の投票環境の向上に配慮する必要があります。

施策の方向・具体的取組

- 県，市町村，団体が連携，協力し，視力に障害のある有権者等に対し，点字による候補者名簿や候補者の氏名，経歴等を点字や音声で掲載した「選挙のお知らせ版」を作成，配布する等，引き続き投票環境の向上に努めます。

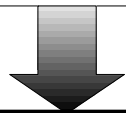
○ 消費者としての障害者の保護

第2章 第6節『生活支援』（1）利用者本位の生活支援体制の整備

現状と課題

- 障害者が被害を受ける消費者トラブルに対しては，「くらしのサポーター」等，消費者問題にある程度の知識を持ち，行動力がある周囲の人が，障害者の被害に気づいた場合，消費者情報センターに速やかに連絡を行い，専門部署での早期対応につなげていくことが重要です。

- 障害者等社会的弱者を狙った悪質商法が後を絶たず、このような不適正取引行為を行う悪質事業者への取締りを強化する必要があります。
- 障害者本人及び障害者の家族等に向けて、障害者の消費者被害の実態やクーリング・オフ等の対応策を理解してもらうことが重要です。



施策の方向・具体的取組

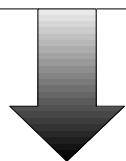
- 消費者と消費者情報センターのそれぞれが持つ情報やニーズを迅速かつ確実に交換し合う双方向のネットワーク(消費者ネット)の構築を図ります。
- 「徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例」の改正を行い、不適正取引を行っている悪質な事業者に対しては行政処分や罰金を適用することができるようになりました。今後、悪質事業者に対しては、業務停止命令を行う等、厳正に法を執行していくこととします。
- 視覚障害者向けの点字用の資料を用意する等、障害者も等しく消費者情報を入手することができるよう、障害者向けの消費者対策に係るチラシ、パンフレット、ビデオ等の作成及び地域への情報提供を進めます。

○ 障害者虐待防止措置並びに虐待に対する保護及び自立支援措置

第2章 第6節『生活支援』（1）利用者本位の生活支援体制の整備

現状と課題

- 障害者に対する虐待は、障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが必要です。



施策の方向・具体的取組

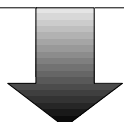
- 障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図ります。
- 県に障害者権利擁護センターを設置し、虐待の予防、虐待を受けた障害者の支援、市町村に対する情報の提供及び助言その他必要な支援を行う等、連携・協力体制の整備を図ります。

○ 司法手続における配慮

第2章 第7節『ユニバーサルな生活環境』（4）防災、防犯対策の推進

現状と課題

- 障害者が、犯罪や事故等の当事者となった場合、その対応に困難を伴うことが多いことから、「ファックス１１０番」や「メール１１０番」による通報システムを確立するとともに、関係職員に対して障害者の特性に配慮した警察活動に係る教養を実施しております。今後、障害者の状況に応じた啓発活動等防犯対策の充実を図る必要があります。



施策の方向・具体的取組

- 障害者の緊急時の通報手段として「ファックス１１０番」や「メール１１０番」の周知を図るとともに、障害者への防犯知識の普及に努めます。また、今後も引き続き、関係職員に対して障害者の特性に配慮した警察活動に係る教養の充実を図ります。